

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

日本古代の史書編纂

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學大学院文学研究科 公開日: 2024-10-22 キーワード: 日本古代史学, 六国史, 図書寮, 撰国史所 作成者: 劉, 斌, Liu, Bin メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000959

日本古代の史書編纂

Compilation of Ancient Japanese Historical Records

劉 斌

キーワード：日本古代史学 六国史 図書寮 撰国史所

Key Words: Ancient Japanese Historiography rikkokushi zusyoryo Sennkokushisyo

要旨

日本は律令制度の初期に、唐制を基にして、自国の修史を始め、一連の史学制度を作った。天皇の修史への重視及び政治事件の影響により、日本は修史機関の独立を遂げ、修史職務の設置や修史メンバーの任命など数々の変動があった。「六国史」の編纂から見て、『続日本紀』と『日本後紀』の編纂を画期として、朝廷が修史の統制をさらに強化するようになったことが窺える。史学制度の動態そして比較の視点により、日本古代の史書編纂の推移から、その史学が唐制に基づいた作り直しであったことを解明できるだけでなく、異なる政治環境における史学発展の様相も浮き彫りにすることができる。

Abstract

In the early period of the construction of the Japanese Ritsuryo System Period, Japan began its own historiography based on the Tang system, creating a series of historiographical institutions. Due to the emperor's emphasis on historiography and the influence of political events, Japan achieved the independence of its historiographical institutions, resulting in various changes such as the establishment of historiographical positions and the appointment of members. From the compilation of the rikkokushi, it can be observed that starting with the compilation of the "Shoku Nihongi" and "Nihon Koki," the court further strengthened its control over historiography. By examining the dynamics of historiographical institutions and from a comparative perspective, we can not only clarify that the compilation of ancient Japanese historical records was a reconstruction based on the Tang system but also highlight the development of historiography in different political environments.

一、はじめに

古代東アジア文化圏の形成とともに、漢文化は漢籍を介して諸国に広まり、東アジア諸国に影響を与えた。日本においては中国の伝統的な史学を参考にして、

自国の特徴に基づいた「六国史」が現れた。律令制度の推進に伴って生じた、日本史学における変化の多さは、機関機能の転換や修史メンバー選択基準の変更などを通じて表れている。従来の研究は一つの結論をもって、日本史学の特徴を解明したが、変動の側面を見落とししたという傾向があると考えられる。例えば、北村文治氏は多くの資料に『日本書紀』が引用されていることから見ると、図書寮が少なくも修史機能を持っていたことを否定することができないと指摘した。⁽¹⁾ 坂本太郎氏は図書寮は国史資料の記録業務を担当し、中国の起居注などと類似した記録を管理し、日本正史編纂は専門機関である「撰日本紀所」が担当すると指摘して、国史の編纂と図書寮を別々にする。⁽²⁾

以上の学者は、一般的に撰国史所の地位をより偏重するあまり、図書寮からの機能転換を見逃す傾向がある。しかし近年の学界で、修史機関の段階的な性格に着目する学者が増えてきていることは注目されるべきである。遠藤慶太氏は『大宝令』に基づいて、「中務省－図書寮」というプロセスを認めているが、撰国史所の登場によって潰されたとして力説した。⁽³⁾ 関根淳氏は図書寮を実録の編纂機関、撰国史所を国史の編纂機関として取り扱って、これらを国史編纂システムの「二つの段階」であると指摘した。⁽⁴⁾ 本稿では、日本「六国史」の編纂を通して、修史機関の機能転換、メンバーの任命などを検討して、日本古代史学の変化を解明することを目的とする。

二、図書寮の設置と修史

日本では早い時期から史書の編纂が始まった。「記紀」の前に、「帝紀」と「旧辞」という歴史記録はもう存在していた。坂本太郎氏によると、「帝紀」は天皇の名、皇居の所在、政事、後宮、及び享年、治世年数、山陵所在など記載されていた。「旧辞」は氏族の家系や神話など含んでいた。⁽⁵⁾ 佐藤長門氏の考察によれば、8世

(1) 北村文治、『大化改新の基礎的研究』、吉川弘文館、1990、316頁。

(2) 坂本太郎、「修史と史学」、『坂本太郎著作集』所収、吉川弘文館、1989、29頁。

(3) しかし、遠藤慶太氏は図書寮が修史専門の官司ではなく、その中心的な役割は典籍管理であったと指摘した。遠藤慶太、『平安勅撰史書研究』、皇学館大学出版部、2006、178頁。

(4) 関根淳、『日本古代史書研究』、八木書店、2022、234頁。

(5) 坂本太郎、「古事記の成立」、『坂本太郎著作集2・古事記と日本書紀』所収、吉川弘文館、1988、41、43頁。

紀以前、日本には「帝王本紀」「帝皇日繼」「先紀」「帝記」「日本帝記」「本辭」「先代旧辭」「上古諸事」などの記録名称が存在していたが、その時期にはこれほど多くの史書は存在していなかったため、すべて「帝紀」「旧辭」の別称である可能性が高いという。⁽⁶⁾

そして、この時期には専門的な編纂機関は設置せず、史員が宮廷記録をまとめて作ったと考えられる。律令制の整備が進むにつれて、日本は遣唐使を派遣し、多くの典籍を導入し、唐制を学んだ。史学建制もそれに伴い規範化されてきた。大宝元年(701)、日本は唐制を取り入れて「大宝律令」を公布した。

図書寮、頭一人、掌経籍、図書、修撰国史、内典、仏像、宮内禮佛、校寫、裝潢、功程、給紙筆墨事。助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人。寫書手廿人、掌校写書史。裝潢手四人、掌裝潢経籍。造紙手四人、掌造雜紙。造筆手十人、掌造筆。造墨手四人、掌造墨。使部廿人、直丁二人、紙戸。⁽⁷⁾

上記により図書寮が「修撰国史」の機能を担当すると同時に、蔵書機関としての機能も併せ持っていたことが分かる。また、監修の職務は中務省の中務卿が担っていた。

中務省管職一、寮六、司三、卿一人、掌侍從、獻替、贊相禮儀、審署詔勅文案、受事覆奏、宣旨勞問、受納上表、監修国史。⁽⁸⁾

辨官并諸司等、国内行事、皆注可送寮也。然后寮修選其文、中務押監耳、云監修国史謂。図書寮所修国史、此省卿押監。⁽⁹⁾

更に、北村文治氏の指摘によって、『日本書紀』の編纂と図書寮は関連性があると考えられる。⁽¹⁰⁾ 具体的なプロセスは、諸司は記録を図書寮に送って、図書寮が

(6) 佐藤長門、「古代国家の形成と修史事業」、『国際シンポジウム 古事記と「国家」の形成：古代史と考古学の視点から』所収、国學院大學研究開発推進機構研究開発推進センター、2020。

(7) 窪美昌保、『大宝令新解』。南陽堂、1924、46頁。

(8) 『令集解』卷三「職員令」。国書刊行会、1912、64頁。

(9) 『令集解』卷三「中務省」、第66頁。

(10) 北村文治、「紀朝臣清人等の撰国史について」、『大化改新の基礎的研究』所収、吉川弘文館、1990、316頁。

中務省の監督に基づいて、史書の編纂を行うことになっていた。つまり「諸司→(中務卿監修)→図書寮」というプロセスである。

三、撰国史所及び後五国史

律令制度の初期において、修史活動はそれほど頻繁ではなく、修史は蔵書職能の付属として存在していた。『続日本紀』の編纂初期には、桓武天皇が石川名足、淡海三船、当麻永嗣らを任命し、文武元年から天平宝字元年に関する記事を校訂させた。

語多米塩、事亦疎漏(中略)因循舊案、竟無刊正。其所上者、唯廿九卷而已、寶字元年之紀。全亡不存。⁽¹¹⁾

上記は、延暦13年(794)に『続日本紀』の一部が完成したが、全く校正されず、天平宝字元年の記事も紛失したことを示す記事である。そのため、天皇は大臣を召集し、『続日本紀』の続修を行った。「太政官史生從七位下安都宿祢笠主(中略)叙位二階(中略)式部書生无位雀部豊公一階、以供奉撰日本紀所也。」⁽¹²⁾「撰日本紀所」はそのために設立された機関である。これは、撰日本紀所に関する最初の記事である。

『続日本紀』の編纂は、複数の段階を経ており、かなり複雑であった。ここでは坂本太郎氏の記述に従って、各段階の執筆者と撰修内容を表1にまとめた。

『続日本紀』の編纂は2つの段階に分けられ、最初に完成したのは、現行版の『続日本紀』の後20巻で、藤原繼縄が責任者を務めた。繼縄の没後、菅野真道が後任として、以前から存在していた草案三十巻(文武元年から天平宝字元年まで)に基づいて、前20巻の編纂作業を監督した。「發命臣与正五位上行民部大輔兼皇太子学士左兵衛佐伊豫守臣菅野朝臣真道、少納言從五位下兼侍從守右兵衛佐行丹波介臣秋篠朝臣安人等、銓次其事、以繼先典。」⁽¹³⁾

延暦13年(794)、桓武天皇が平安京に遷都した。同年7月、中務卿藤原小黒麻

(11)『日本後紀』延暦13年(794)2月己巳。経済雑誌社, 1897, 11頁。

(12)『日本後紀』延暦16年(797)2月癸酉。経済雑誌社, 1897, 12頁。

(13)佐伯有義。『増補六国史』巻六『日本後紀』卷第三逸文。朝日新聞社, 1941, 16頁。

表1 『続日本紀』の編纂段階

撰者	撰修時期	撰修内容	巻数	付記
石川名足、上毛野大川	光仁天皇御代	淳仁天皇天平宝字二年八月～光仁天皇宝亀八年	20	「唯存案牘、類無綱紀」
藤原繼繩、菅野真道、秋篠安人	延暦十三年(794)まで	以上二十巻を刪訂した	14	
藤原繼繩、菅野真道、秋篠安人	延暦十五年(796)	宝亀八年～延暦十年	6	撰修時間について一説は十四年(佐伯有義)、一説は十六年(伴信友) ⁽¹⁴⁾
石川名足、淡海三船、当麻永嗣	不明	文武元年から天平宝字元年までを校訂した		修正せずに、宝字元年紀一巻を紛失した
菅野真道、秋篠安人、中科巨都雄	延暦十六年(797)	文武元年から天平宝字元年までを再修正した	20	

呂が亡くなった。桓武天皇は、自身の勢力を育てるため、故藤原是公の長男である藤原真友を中務大輔に抜擢した。しかし、中務卿の職は空席のままであった。延暦17年(798)8月に再設立されるまで、この間に修史の監督は他の官職によって兼ねられたと想定できる。つまり、「監修国史」の職務は中務卿から離れて、修史の担当者に移行していたことが確認できる。

『続日本紀』の編纂推移から、日本の編纂機関が次第に蔵書機関からの脱却を図っていったことが明らかになった。そして、修史の監督も独立して、天皇から直接に任じられるようになった。この間は日本古代史学にとって、「付属から独立へ」という重要な移行期と称される。

弘仁十年、太上天皇勅大納言正三位兼行左近衛大将陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣、正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣緒嗣、参議従四位上行皇后宮大夫兼伊勢守藤原朝臣貞嗣、参議左衛門督従四位下兼守右大辨行近江守良岑朝臣

(14) この分岐は『増補六国史・続日本紀巻上』を参考にしてください(佐伯有義校訂標注。『増補六国史・続日本紀巻上・解説』。朝日新聞社、1940、8頁);伴信友の主張は『比古婆衣六の巻・撰続日本紀次第考』を参考にしてください(伴信友、『比古婆衣六の巻・撰続日本紀次第考』。市島謙吉出版、1907、123頁)。

安世等、監修撰集。未了之間、三臣相尋薨逝、緒嗣獨存。後太上天皇詔、副左近衛大將從三位兼守權大納言行民部卿清原真人夏野、中納言從三位兼行中務卿直世王、參議正四位下守右近衛大將兼行春宮大夫藤原朝臣吉野、參議從四位上守刑部卿小野朝臣岑守、從五位下勳七等行大外記兼紀傳博士坂上忌寸今繼、從五位下行大外記嶋田朝臣清田等、続令修緝。⁽¹⁵⁾

上記によれば、『日本後紀』の編纂も2つの段階に分けられ、弘仁10年(819)に嵯峨天皇は藤原冬嗣、藤原緒嗣、藤原貞嗣、良岑安世に命じて、編纂を行わせたが、貞嗣、冬嗣、安世はそれぞれ天長元年(824)、3年(826)、7年(830)に亡くなったため、後継者として清原夏野や直世王などが引き継いで編纂を続けた。そして、「監修撰集」という表現がここで初めて明確に現れたことは注目されるべきである。

坂本太郎は、『日本後紀』編纂者は、上級官僚に偏っており、主に大納言、中納言、参議から構成されたことが注目されると指摘した。⁽¹⁶⁾ 記事によって、修史人員の構造は、「三位太政官+参議+史員」というシステムになっている。『三代実録』まで、「修史の監督+参議+内外記」というシステムを基本的に保持している。そして10世紀後期に編纂された『新儀式』には、初めて明文化された。

修国史、隔三四代修之、先定其人(第一大臣、執行参議一人、大外記並儒士之中扱堪筆削者一人、令制作之、諸司官人堪事者四五人令候其所)、修畢奏進之後、頒下所司。⁽¹⁷⁾

その他に、外記が修史メンバーとして加えられていることは注目すべきである。『類聚符宣抄』弘仁6年(815)正月条の記事によって

応御所記録庶事、外記内記共預事。右被右大臣宣称、依令、外記掌勘詔奏及檢出稽失、内記掌造詔勅及御所記録。拋此而所掌稍異。舉綱而論、事合相通、何者。内裏行事、大臣所預、至有稽失、誰能檢出。若御所録事、外記共

(15) 佐伯有義、『増補六国史』巻五『日本後紀序』。朝日新聞社、1929、1-2頁。

(16) 坂本太郎、「修史と史学」、『坂本太郎著作集』所収。吉川弘文館、1989。

(17) 『新校群書類従』巻第八十『新儀式・修国史事』。内外書籍株式会社、1931、296頁。

預、則内裏儀式、豈致違失。自今以後、御所儀例、外記同録、以備顧問。如不遵奉、彼此有違、預事之人、解却見任。事緣勅語、不得疎漏者。今録宣旨、立為恒例。⁽¹⁸⁾

弘仁6年(815)を境に、内記とともに外記が御所の記録を担当するようになった。これは遺漏や誤りを防ぐため、外記が御所の事柄の記録に参加し、見落としや誤りを検出する責任を負うこと、すなわち協力関係を示している。外記は御所事を記録する職務を持つと同時に、内記の記録を確認する責任も負っており、修史で非常に重要な地位を占めていることがわかる。『続日本紀』編纂の最終段階では、当時の大外記である中科巨都雄を修史に参加させたが、弘仁6年に外記の職務が明確化された後、外記が修史に直接関与する制度が最終的に確立された。平安時代に源高明により撰述された『西宮記』には、外記と内記の協力に関する記事が多くて、例えば「上卿奉敕、仰内記令作詔書、即令賚内記、就御所奏聞(中略)召中務輔若丞、於陣膝突給之畢、省寫一通、進外記、外記連書」⁽¹⁹⁾などの記述から、その協力関係は『日本後紀』の編纂から初めて形成されたと想定できる。

つまり、『日本後紀』の編纂は、朝廷が修史の統制を新たな高みに引き上げたことを象徴しており、主な特徴は、はじめに「監修国史」を明確に指名し、上級官僚の撰者の任命や、外記と内記の協力制度の形成、そして修史メンバーの構造の固定化などであったと考えられる。

『続日本後紀』は斉衡2年(855)に勅命によって修史が行われて、貞観11年(869)8月に完成した。

伏惟先皇帝(中略)承和撫運、歷稔惟長、善政森羅、嘉暮狼藉、未編簡牘、恐或滅淪、爰詔太政大臣從一位臣藤原朝臣良房、右大臣從二位兼左近衛大將臣藤原朝臣良相、大納言從三位民部卿兼太皇太后宮大夫臣伴宿禰善男、參議正四位下行式部大輔臣春澄朝臣善繩、散位從五位下臣具犬養大宿禰貞守等、因循故實、令以撰修。⁽²⁰⁾

(18) 『類聚符宣抄』卷六「外記職掌」、弘仁6年(815)正月条。経済雑誌社、1900、1180頁。

(19) 今泉定介、『西宮記』卷十五(詔書事、詔書式)、柏林社書店、1938、263頁。

(20) 佐伯有義、『増補六国史』卷六『続日本後紀・序』、朝日新聞社、1930、1頁。

編纂メンバーの役職からみると、記事の時期に誤りがある。というのは、上記で藤原良房は「太政大臣従一位」と記載されているが、これは斉衡4年の情報であった。したがって、最初の修史メンバーは『文徳実録』に記載されているはずで、後に人事の変動によって、上記のような人員構成になったと考えられる。天安2年(858)、わずか8歳で清和天皇が即位し、外祖父の藤原良房が摂政太政大臣として代行した。これは人臣初の摂政であった。

斉衡二年二月丁卯、詔右大臣正二位兼左近衛大将藤原朝臣良房、参議従三位兼行中宮大夫讃岐守伴宿禰善男、従四位下行刑部大輔春澄朝臣善繩、正六位上行少外記安野宿禰豊道等、修国史。⁽²¹⁾

上記により、藤原良房以降、最高位の官人が修史を監督する道が開かれた。

『文徳天皇実録』は、貞観13年(871)から元慶3年(879)に至って編纂された。総裁としての藤原基経は、摂政太政大臣良房の養子として、実際に良房の意志を反映していたことが推測できる。この段階で、基経は摂政太政大臣に昇進し、その職位で第二段階の修史を主導し続けた。これは摂関政治に基づいて、大貴族が修史権に介入することの具現化である。

宇多天皇は大納言源能有を『三代実録』の修史総裁に任命することによって、藤原氏が総裁の地位を独占してきた今までの慣例を打破した。寛平5年(893)に、左大臣源融、右大臣藤原良世は共に七十二歳であり、国史の撰修には堪えられなかったことから、大納言の能有を上首に置いた。坂本太郎氏は天皇の裁量で行うことのできた藤原氏抑制のための数少ない措置の一つであったと指摘した。⁽²²⁾だが、能有が寛平9年(897)6月に亡くなり。翌月、宇多天皇が譲位して、即位した醍醐天皇に藤原氏を抑える意図がなかったため、再び総裁の地位が藤原氏の専権に戻った。

(21) 佐伯有義。『増補六国史』巻七『文徳実録』。朝日新聞社、1930、110頁。

(22) 坂本太郎。『修史と史学』、『坂本太郎著作集』所収。吉川弘文館、1989、295頁。今の学界では、このような氏族と天皇の駆け引きという考え方は一般的に否定されている。その時、左大臣には源融、右大臣には藤原良世がいたが、ともに72才の高齢である。これも修史権の転換の原因であるかもしれない。しかしここでは、修史権の転換により、諸氏族の勢力変動及び天皇との関係が明らかになるのは間違いない。

表2 『文徳天皇実録』『三代実録』の編纂階段およびメンバー

史書	期間	序文に見える撰者	職位
『文徳天皇実録』	貞観13年(871)～元慶2年(878)	藤原基経	右大臣
		南淵年名	中納言
		大江音人	参議
		善淵愛成	大外記
		都言道	少内記
		嶋田良臣	散位
	元慶2年(878)～元慶3年(879)	藤原基経	撰政太政大臣
		菅原是善	参議
		都良香	大内記
		嶋田良臣	大外記
『三代実録』	宇多天皇寛平5年(893) ⁽²³⁾ 、 6年～寛平9年(897)7月	源能有	大納言
		藤原時平	中納言
		菅原道真	参議
		大蔵善行	大外記
		三統理平	中掾備
	寛平9年7月～不明	藤原時平	左大臣
		菅原道真	右大臣
		大蔵善行	大外記
		三統理平	大外記
	不明～延喜元年(901)	藤原時平	左大臣
大蔵善行		大外記	

四、唐日の比較

唐より以前、史館は漢の「東觀」まで遡ることができる。「東觀」は元々蔵書機関として設立されたが、修史の役割を兼ねるようになったのは、『漢記』つまり『東觀漢記』の編纂からである。『東觀漢記』は紀伝体の皇朝史で、本紀、伝記、表、志などを備えた著作である。『隋書』経籍志によって、全143巻という規模の大きさと記録されていて、それは明らかに東觀の蔵書に恩恵を受けていた証左である。

(23) 『三代実録』編纂の開始時期について、学界では異なる意見が存在している。『日本紀略』によると、編纂は寛平四年(892)に始まり、佐伯有義氏もその意見を支持している。しかし、『日本紀略』は宇多天皇以降、誤りが多く、坂本太郎氏は、寛平五年(893)五月一日に編纂が始まったと考えている。筆者はここでは、坂本太郎の見解を取る。

北魏の時、修史機関である「著作局」が現れた。「始於秘書置著作局、正郎二人、佐郎二人」⁽²⁴⁾という記事により、著作局が秘書省に所属して、史書の編纂を担当したが、唐の史館が設置された後で、著作局が次第に修史の役割を持たないようになった。唐代の修史機関は、種類が2つに分かれており、前朝史の編纂に担当する「秘書内省」、及び本朝史の編纂に担当する「史館」があった。秘書内省は修史が終わったら解散するという一時的な性格を持っており、史館は実録の編纂を兼行して、常設的な性格を持っていたと思われる。

始移史館於禁中、在門下省北、宰相監修国史、自是著作郎始罷史職。⁽²⁵⁾

この記事から、唐の史館は秘書省から独立して、著作局は徐々に修史の権限を失っていったことが理解できる。すなわち、蔵書と修史の機関がそれぞれ独立したのは明確である。日本の場合は、図書寮が国史の修撰職能を失って、撰国史所が設立されたことから、唐と同様に蔵書と修史の機能が分離して、修史機能の独立を実現したことが明らかになる。これは中日とも史学の地位が揚がったことを表している。

武徳四年十一月（中略）中書令蕭瑀・給事中王敬業・著作郎殷聞礼、可修魏史。侍中陳叔達・秘書丞令狐德棻・太史令庾儉、可修周史。中書令封德彝・中書舍人顔師古、可修隋史。大理卿崔善為・中書舍人孔紹安・太子洗馬蕭德言、可修梁史。太子詹事裴矩・吏部郎中祖孝孫・前秘書丞魏徵、可修齊史。秘書監宝璣・給事中欧陽詢・秦王府文学姚思廉、可修陳史（中略）至貞觀三年、於中書置秘書内省、以修五代史。⁽²⁶⁾

秘書内省、または「五代史局」とも呼ばれ、唐初に周、隋、梁、陳、齊の五国史の任務を担った。最初のメンバー職位を用いて、以下の表をまとめた。

(24) (唐) 劉知幾著、(清) 浦起龍積、『史通通釈』卷十一『史官建置』。上海古籍出版社、2009、292頁。

(25) (後晋) 劉昫等、『旧唐書』卷四三『職官志二』。中華書局、1975、1852頁。

(26) (宋) 王溥、『唐会要』卷六十三『史館上』。上海古籍出版社、1991、1287頁。

表3 秘書内省メンバーの職位と官等⁽²⁷⁾

史書	職位と官等
『魏史』	中書令(正三)+ 給事中(五品)+ 著作郎(從五品)
『周史』	侍中(正三)+ 秘書丞(正五品)+ 太史令(從五品下)
『隋史』	中書令(正三)+ 中書舍人(正五品)
『梁史』	大理卿(從三品)+ 中書舍人(正五品)+ 太子洗馬(從五品)
『齊史』	太子詹事(正三品)+ 吏部尚書(正五品上)+ 前秘書丞
『陳史』	秘書監(從三品)+ 給事中(五品)+ 奉王府文学(六品上)

このように、秘書内省の史員は、基本的に「三品+五品+実際の修史者」の仕組みに従っている。前記によって、日本の撰国史所は、基本的に唐の制度を参考にしたが、そのあと、国内の状況によって調整したと確認できる。そして、律令制初期の日本にとって、史館よりもっと簡単な秘書内省の仕組みの方が模倣しやすかったと考えられる。

起居郎掌録天子之動作法度、以修記事之史。凡記事之制、以事系日、以日系月、以月系時、以時系年、必時書其朔日甲乙、以紀歷數。典禮文物以考制度、遷拜旌賞以勸善、誅伐黜免以懲惡。季終則授之於国史焉。

起居舍人、掌修記言之史、録天子之制誥德音、如記事之制、以記時政損益。季終、則授之於国史。⁽²⁸⁾

上記から、唐代では、起居郎や起居舍人が皇帝の言動を記録して、「起居注」を作成した後、史館が「起居注」をもとに実録を編纂して、国史編纂の資料として保存するというプロセスが読み取れ、「起居注-実録-国史」という公式的な制度が想定される。日本では、内記と外記、および諸司の記録がすべて図書寮に送られて、図書寮が記録の保存と整理を担当する。だが、実際に編纂する機関は撰国史所である。唐と同様に、編纂の担当者が政府によって指名されるのであるが、日本では外記が修史の責任者になることから、地位が唐の起居郎や起居舍人よりも高かったと考えられる。

(27) 『唐会要』卷六十三『史館上』

(28) (唐) 李林甫。『唐六典』卷8「門下省」、卷9「中書省」。

五、おわりに

7世紀から9世紀にかけて、唐日両方ともに修史機関が変化した。『続日本紀』が編纂されるにつれて、修史機関は徐々に「図書寮」から「撰国史所」へと転換していった。このことから、朝廷は修史に介入して、修史の統制をさらに強化するようになったと考えられる。『日本後紀』の修撰まで、朝廷が修史統制を新たな高みに押し上げたことは明らかである。また、『続日本後紀』の編纂は、藤原氏の摂政の影響を受けて、最高位の官人が修史を監督する道が開かれた。これは、氏族の勢力が上昇したことが、史学を通して表れてきた証左と考える。『文徳実録』と『三代実録』の編纂により、天皇が氏族を支援する姿や諸貴族の勢力変動などが修史権に反映されていることが注目される点である。日本史学の変動の側面を見落とさず、具体的な背景に合わせて史学活動を検討する必要がある。

日本では、史館の種類や、史料の編纂や、職位の任命など、基本的に唐制を受け継いでいることが確認できる。しかし、政治制度の違いによって、史学も異なる特徴を示している。唐においては易姓革命の政治伝統に基づいて、史書は前代史と当代史に分かれて、修史機関は秘書内省と史館の2つに分かれている。その一方で、日本は「万世一系」の政治伝統を強調し、易姓革命の考えがなかった。しかし、史書の内容は常に過去の天皇を対象としてであって、「前代史」の特徴に合致している。したがって、唐の史館より、撰国史所は秘書内省から鑑みたところが多いのである。これは史学の初期段階に応じたものであり、修史機関の長期的な安定性を欠いていることを想定できると考えられる。比較研究を通じて、中日史学の特徴を各々明確に把握することが重要だと考える。

参考文献

- 北村文治. 『大化改新の基礎的研究』. 吉川弘文館, 1990.
坂本太郎. 『坂本太郎著作集』. 吉川弘文館, 1989.
遠藤慶太. 『平安勅撰史書研究』. 皇学館大学出版部, 2006.
関根淳. 『日本古代史書研究』. 八木書店, 2022.
佐藤長門. 「古代国家の形成と修史事業」. 『国際シンポジウム 古事記と「国家」の形成：古代史と考古学の視点から』所収. 国學院大學研究開発推進機構研究開発推進センター, 2020.
窪美昌保. 『大宝令新解』. 南陽堂, 1924.
北村文治. 『大化改新の基礎的研究』. 吉川弘文館, 1990.
劉知幾著. 浦起龍積. 『史通通釈』. 上海古籍出版社, 2009.